

第70期 定時株主総会

招集ご通知



日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時

場所

栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3
本社東館3階会議室

決議
事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）賞与支給の件

議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分まで

目次

第70期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告書	29
株主総会参考書類	37

藤井産業株式会社

証券コード：9906

証券コード 9906

2024年6月10日

(電子提供措置の開始日 2024年6月5日)

株 主 各 位

栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3

 **藤井産業株式会社**

代表取締役社長 藤 井 昌 一

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第70期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.fujii.co.jp>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は郵送により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場所 栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3
本社東館3階会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第70期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容報告の件
2. 第70期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

（1）インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

（2）ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎招集ご通知の全文は当社ウェブサイトに掲載しております。書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類と事業報告の一部を併せてご送付しております。なお、書面交付請求された株主様には、法令及び当社定款の定めに従い、電子提供措置事項を記載した書面を同封しております。

議決権行使方法についてのご案内

▶ 下記 4 つの方法がございます。

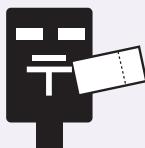
● 株主総会へのご出席



株主総会開催日時 **2024年6月27日（木曜日）午前10時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主様 1 名に委任する場合に限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

● 郵送によるご行使



行使期限 **2024年6月26日（水曜日）午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

● パソコン等によるご行使



行使期限 **2024年6月26日（水曜日）午後5時30分行使分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● スマートフォンによるご行使（スマート行使）



行使期限 **2024年6月26日（水曜日）午後5時30分行使分まで**

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載の QR コードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は 1 回限りです。

① 同封の議決権行使書用紙の右下にログインQRコード®が記載されています。

② スマホのQRコード®読み取りアプリを起動します。
※読み取りアプリは事前にインストールをお願いいたします。

③ ログインQRコード®にスマホをかざして読み取ります。
※アプリの指示に従ってください。

④ 「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。

●インターネットによる議決権行使について●

パソコン等による方法



行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分行使分まで

パソコン等から、議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

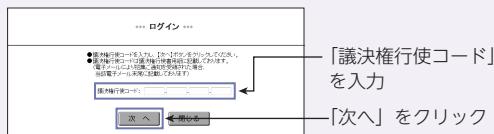
にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通料金等は株様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

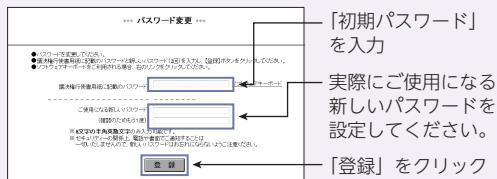
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使で、パソコンやスマートフォンの操作方法などでご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524 (受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
※当社では、定款第17条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の分類移行に伴い行動制限が撤廃されたことで、観光業やインバウンド消費が活発となり、社会経済活動の正常化に向けた動きが見られますが、原材料価格の高騰や物価上昇、円安の進行、人手不足による労務費や物流コストの上昇等、依然として厳しい状況が続くと思われま

す。このような状況の下、当社グループは、「常に時代に対応し、新たな価値を創造しつづける企業グループ」を目指し、持続的な成長と更なる企業価値の向上を図るべく事業展開をしております。

当連結会計年度における連結経営成績は、売上高910億59百万円（前期比10.1%増）、経常利益55億85百万円（前期比32.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、36億57百万円（前期比33.4%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

(マテリアルイノベーションズカンパニー)

電設資材事業は、資材調達が困難な中において先行手配による高圧設備案件と電線・配管類の販売が堅調に推移したことや仕入先メーカーの値上げなどによる販売単価の上昇により、前期を上回る売上高となりました。

建設資材事業は、首都圏を中心に大型物件が順調に推移しましたが、一方で資材高騰や労務不足などによる工期遅れや計画見直しなどの影響もあり、前期並みの売上高となりました。

情報ソリューション事業は、情報通信工事の本社及び首都圏エリアで堅調に推移しましたが、茨城エリア及び情報インフラ関連の発注案件が低調な推移となり、前期を下回る売上高となりました。

コンクリート圧送工事は、大型案件がなく前期を下回る売上高となりました。

この結果、売上高は497億76百万円（前期比10.5%増）となりました。

(インフラソリューションズカンパニー)

機器制御事業は、医療機器関連、半導体関連、物流関連を中心に主力製品の販売や設備投資案件が堅調に推移し、前期を上回る売上高となりました。

総合建築事業は、全てのエリアで堅調に推移し、前期を大きく上回る売上高となりました。

環境エネルギー事業は大型発電所建設、自家消費型発電所建設ともに好調に推移し、前期を上回る売上高となりました。

設備システム事業は、茨城エリアは堅調な推移となりましたが、本社において前期にありました大型案件の反動により、前期を下回る売上高となりました。

この結果、売上高は321億92百万円（前期比10.3%増）となりました。

(コマツ栃木)

土木建設機械事業は、新車販売が前期から積み上げた受注残の出荷売り上げにより前期に比べ大幅な売上増となりました。また、サービスメンテナンスは大型機械の計画整備の大口案件前倒し受注もあり売上増となりました。

この結果、売上高は73億34百万円（前期比7.3%増）となりました。

(その他)

再生可能エネルギー発電は、天候等の影響により前期を上回る売上高となりました。路面切削工事は、前期並みで推移しました。測量機器の販売は、受注が堅調に推移し、前期を上回る売上高となりました。

この結果、売上高は17億55百万円（前期比7.1%増）となりました。

企業集団の事業セグメント別売上高

セグメントの名称	前連結会計年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日		当連結会計年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日		前期比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
マテリアルソリューションズカンパニー	百万円 45,061	% 54.5	百万円 49,776	% 54.7	百万円 4,715	% 10.5
インフラソリューションズカンパニー	29,181	35.3	32,192	35.4	3,011	10.3
コマツ栃木	6,834	8.3	7,334	8.1	500	7.3
その他	1,638	2.0	1,755	1.9	116	7.1
合計	82,714	100.0	91,059	100.0	8,345	10.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は5億89百万円であります。その主なものは、当社が提供するエネルギーサービス契約用の太陽光発電設備の取得3億23百万円、子会社コマツ栃木(株)機械装置等の取得73百万円等であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第 67 期 (2021年3月期)	第 68 期 (2022年3月期)	第 69 期 (2023年3月期)	第 70 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高 (百万円)	77,428	74,928	82,714	91,059
経常利益 (百万円)	3,933	3,649	4,208	5,585
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,380	2,397	2,742	3,657
1株当たり 当期純利益 (円)	281.07	283.13	324.06	432.34
総資産 (百万円)	52,494	54,001	58,735	64,630
純資産 (百万円)	28,666	30,556	33,065	36,730
1株当たり 純資産額 (円)	3,166.18	3,383.00	3,665.24	4,071.45

(注) 1.1 株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2.1 株当たり純資産額は、期末純資産から「普通株主に帰属しない金額（非支配株主持分）」を控除した金額を自己株式を控除した期末発行済株式総数で除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(子会社)	百万円	%	
コマツ栃木(株)	100	60.00	土木建設機械の販売、整備、賃貸及び太陽光発電事業
藤和コンクリート圧送(株)	20	100.00	コンクリート圧送業
タロトデンキ(株)	10	70.00	インターネットを利用した電気工事材料等の通信販売及び情報提供サービス
(株)サンユウ	10	100.00	産業機械の電気設備工事、制御盤・分電盤の設計及び製作
(株)日本切削工業	10	100.00	路面切削工事業
合同会社帯広ソーラーパーク	0	100.00	太陽光発電事業
(株)コアミ計測機	30	100.00	計量器、測量機等の販売及び修理
シヨーエイ(株)	4	100.00	電気通信工事業
(関連会社)			
栃木小松フォークリフト(株)	30	29.00	産業車両の販売、整備、賃貸

(注) 栃木小松フォークリフト(株)は持分法適用会社であります。

(4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、経済社会活動の正常化が進むことが期待されるものの、世界的な金融引き締めによる円安や中東地域等における紛争の長期化などによる物価の高騰からの賃上げ圧力、特に物流業界では労働規制強化による人手不足も加わり、物流コストの著しい上昇がみられ、先行きは不確実性の高い状況が続くものと思われま

す。このような状況の下、当社はこれまで続いた事業部制から運営体制の刷新を検討しており、その第一段階として2022年4月より社内カンパニー制を導入いたしました。これは権限の委譲と責任を明確化し、事業特性に応じたフレキシブルな体制の構築を可能としたことで、自律的成長を促し、事業間シナジーの最大化、コスト構造の最適化を図るものであります。これにより現状、一定の効果がみられており、この流れをさらに強化すべく2026年10月を目途にホールディングス制への移行を検討しております。持株会社はグループ経営機能に特化し、各事業会社は事業環境の変化に素早く対応し、事業特性に応じたより機動的な事業展開を行うことにより、当社グループの更なる企業価値向上を目指すものであります。

また、カーボンニュートラル社会の実現や人的資本への投資促進等を経営の重要課題と認識し、サステナビリティ委員会を中心とし、これら課題に対するリスクの最小化、機会の最大化に取り組んでまいります。

何卒、株主の皆様には今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは、多業種にわたり事業展開を行っており、セグメントは以下のとおりです。

セグメント区分	主要な事業内容	会 社
マテリアルソリューションカンパニー	<ul style="list-style-type: none"> ■電設資材 照明器具、電線、受配電盤、エアコン、換気扇、配線機器、電路機器、通信機器、映像機器、音響機器の販売、インターネットを利用した各種通信販売及び太陽光発電システムの設計・施工・メンテナンス ■情報ソリューション コンピュータ機器・オフィス用品等の販売、セキュリティシステム、通信放送、情報関連のシステム・ソフトウェア開発・販売、LANシステムの設計・施工・メンテナンス ■建設資材 ALC（軽量気泡コンクリート）、窯業サイディング、押出成形セメント板、金属パネル、鋼製建具、屋根、杭の施工・販売及び土木建築資材、外構資材の販売、地盤改良工事、耐震補強工事 ■コンクリート圧送 コンクリート圧送工事 	<ul style="list-style-type: none"> ■電設資材 当社 タロトデンキ(株) ■情報ソリューション 当社 ショーエイ(株) ■建設資材 当社 ■コンクリート圧送 藤和コンクリート圧送(株)
インフラソリューションカンパニー	<ul style="list-style-type: none"> ■機器制御 制御機器、受配電機器、電子機器、半導体、環境設備機器、各種生産部材、産業用ロボット、NC工作機械、マシニングセンタ、プレス機械の販売及び自動制御盤の設計・製作・メンテナンス ■総合建築 総合建築、スタンパッケージ、NSスタンロジ、リニューアル（増改修）の設計・施工・コンサルタント業務、産業用太陽光発電システムの設計・施工、保守並びに保安管理業務 ■設備システム 【建設設備】空調換気・給排水衛生・クリーンルーム・防災・消火・ガス設備工事、コンサルタント業務（ESCO）、クレーンの設計・製作・メンテナンス 【プラント設備】上下水処理・電気・計装・非常用電源・発電・変電・送電・配電設備工事、機械器具設置工事、水道施設工事 	<ul style="list-style-type: none"> ■機器制御 当社 (株)サンユウ ■総合建築 当社 ■設備システム 当社
コ マ ツ 栃 木	<ul style="list-style-type: none"> ■土木建設機械 土木建設機械の販売、整備、賃貸 	<ul style="list-style-type: none"> ■土木建設機械 コマツ栃木(株)
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ■路面切削工事 路面切削工事 ■測量 計量器、測量機等の販売及び修理 ■再生可能エネルギー発電 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、保守管理業務等 	<ul style="list-style-type: none"> ■路面切削工事 (株)日本切削工業 ■測量 (株)コアミ計測機 ■再生可能エネルギー発電 当社 コマツ栃木(株) 合同会社帯広ソーラーパーク

(6) 主要な事業所（2024年3月31日現在）

① 当社

本社：栃木県宇都宮市

支店：（栃木県）小山支店
（茨城県）水戸支店、つくば支店、日立支店
（群馬県）前橋支店、太田支店、高崎支店
（埼玉県）さいたま支店
（東京都）東京支店
（宮城県）東北支店
（愛知県）名古屋支店
（千葉県）千葉支店
（大阪府）大阪支店

営業所：（栃木県）電材西営業所、栃木営業所、黒磯営業所、
大田原営業所、佐野営業所、西那須野営業所、
足利営業所、宇都宮中営業所、野木営業所
（茨城県）古河営業所、下館営業所、下妻営業所、
水海道営業所、竜ヶ崎営業所
（群馬県）沼田営業所、伊勢崎営業所
（埼玉県）久喜営業所、越谷営業所、熊谷営業所
埼玉西営業所、本庄営業所、入間営業所
浦和営業所、深谷営業所
（千葉県）柏営業所、千葉稲毛営業所
（福島県）いわき営業所

② 子会社

コマツ栃木(株) 本社：栃木県宇都宮市 事業所：栃木県 4
藤和コンクリート圧送(株) 本社：栃木県宇都宮市
タロトデンキ(株) 本社：栃木県宇都宮市
(株)サンユウ 本社：埼玉県ふじみ野市
(株)日本切削工業 本社：栃木県小山市
合同会社帯広ソーラーパーク 本社：栃木県宇都宮市
(株)コアミ計測機 本社：栃木県宇都宮市
ショーエイ(株) 本社：栃木県那須塩原市

③ 関連会社

栃木小松フォークリフト(株) 本社：栃木県宇都宮市 事業所：栃木県 6

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
マテリアルイノベーションズカンパニー	481(95) 名	11名増(-)
インフラソリューションズカンパニー	242(78) 名	35名増(3名減)
コマツ 栃 木	91(13) 名	- (3名増)
そ の 他	32(1) 名	2名増(1名減)
全 社 (共 通)	35(8) 名	6名減(15名減)
合 計	881(195) 名	42名増(16名減)

- (注) 1.使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、契約社員及びパートタイマーは（ ）内に記載しております。
2.全社（共通）として記載されている従業員数は、特定事業に区分できないコーポレート本部等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
706 (178) 名	38名増 (20名減)	40.7歳	14.7年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、契約社員及びパートタイマーは（ ）内に記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 足 利 銀 行	350百万円
(株) 群 馬 銀 行	300百万円
(株) 常 陽 銀 行	150百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,010,000株 (自己株式 1,542,442株を含む)
- ③ 株主数 1,226名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
藤井昌一	971千株	11.48%
藤和コンサル(株)	915千株	10.81%
藤井産業取引先持株会	784千株	9.26%
藤井幸子	610千株	7.21%
(株)足利銀行	394千株	4.66%
小林保子	366千株	4.33%
(株)群馬銀行	308千株	3.64%
藤井産業社員持株会	303千株	3.59%
杉本電機産業(株)	300千株	3.54%
INTERACTIVE BROKERS LLC	252千株	2.98%

(注) 1.当社は自己株式を1,542,442株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	藤 井 昌 一	
取締役専務執行役員	滝 田 敦	インフラソリューションズカンパニー長
取締役専務執行役員	関 勝 利	マテリアルイノベーションズカンパニー長
取締役専務執行役員	渡 邊 純 一	コーポレート本部長
取締役常務執行役員	小 林 建 一	インフラソリューションズカンパニー 副カンパニー長兼産業システム営業本部長
取締役常務執行役員	大久保 知 宏	コーポレート本部 副本部長兼総務部長兼労務人事部長兼太陽光発電事業 部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	北 村 康 行	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	竹 澤 一 郎	弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	入 江 淳 子	公認会計士・税理士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 野 訓 啓	

- (注) 1.取締役 (監査等委員) 竹澤 一郎氏、取締役 (監査等委員) 入江 淳子氏及び取締役 (監査等委員) 小野 訓啓氏は、社外取締役であります。
- 2.当社は入江 淳子氏及び小野 訓啓氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3.情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために北村 康行氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 4.取締役 (監査等委員) 入江 淳子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5.当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2023年6月28日開催の第69期定時株主総会において、小野 訓啓氏は新たに監査等委員である社外取締役に選任され就任いたしました。
- 6.責任限定契約の内容の概要
当社と北村 康行氏、竹澤 一郎氏、入江 淳子氏及び小野 訓啓氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。

② 取締役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・ 取締役の個人別の報酬等の額又はその算出方法の決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、監査等委員でない取締役の報酬等は固定報酬である「基本報酬」と業績連動報酬である「役員賞与」を基本的枠組みとしております。「基本報酬」は、各役位の職務に対して毎月固定額を支給する報酬であり、売上高や経常利益等の前期対比、予算対比等により算出される考課をもとに、昇降給基準表に基づき算定しております。個別の支給額の決定については、指名報酬委員会にて前記の算定額を参考に決定しております。業績連動報酬等は「役員賞与」とし、株主総会後に速やかに支給される報酬であります。事業活動の成果を示す指標である経常利益を基準として社会情勢等を勘案し総額を算出し、株主総会にて総額の決議を受けたうえで、売上高や経常利益等の前期対比、予算対比等により算出される考課に基づき算定しております。個別の支給額の決定については、指名報酬委員会にて前記の算定額を参考に決定しております。なお、当事業年度の経常利益は、46億18百万円であり、前期対比32.0%増、予算対比21.5%増であります。監査等委員である取締役の報酬等は、経営全般の監督機能等を果たすという役割に鑑み、業績へのインセンティブに左右されない基本報酬のみとしております。個人別の報酬等は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況等を考慮して監査等委員の協議をもって個別の報酬等の額を決定しております。

なお、役員退職慰労金については、2023年6月28日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度の廃止及び当該株主総会にて役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。支給時期は、退任時期とし、役員退職慰労金規程に基づき、当該株主総会終結の時までの在任期間に引き当てられた役員退職慰労金を支給いたします。具体的な金額、支払方法等は取締役会に一任しております。

・ 取締役の個人別の報酬等における固定報酬と連動報酬等の割合の決定方針

監査等委員でない取締役の報酬等は、「基本報酬」と「役員賞与」により構成され、支給割合は役位・職責、業績及び目標達成度等や社会情勢などを総合的に勘案し設定しております。但し、監査等委員である取締役の報酬等は「基本報酬」のみとしております。

・ 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

「基本報酬」については、定時株主総会の翌月より一定の月額を支給しております。「役員賞与」については、定時株主総会決議後速やかに一括して支給しております。

上記記載の取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項は、2023年5月12日開催の

当社取締役会にて承認されております。

- ・取締役の個人別の報酬等の額の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会へ権限を委任しておりますが、売上高・経常利益等の前期対比、予算対比等により算出される考課をもとに昇降給基準表の算定額等との整合性の確認を行っているため、取締役会も基本的にその決定を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

2.取締役及び監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第62期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額30百万円以内と決議いただいております。

当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名（うち、社外取締役は0名）であります。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）であります。

3.取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

- (イ) 委任を受ける者の氏名並びに会社における地位及び担当

指名報酬委員会（代表取締役社長藤井昌一及び取締役専務執行役員コーポレート本部長渡邊純一）

- (ロ) 委任する権限の内容

「基本報酬」及び「役員賞与」の個別支給額の決定であります。

- (ハ) 委任された権限が適切に行使されるための措置の内容

コーポレート本部において昇降給基準に基づく算定額や売上高、経常利益等の前期対比、予算対比等により算出される考課に基づく算定額等との整合性の確認を行っております。

- (ニ) 権限を委任した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長及びコーポレート本部長により構成される指名報酬委員会が最も適していると判断しているためであります。

4.取締役及び監査等委員の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	277 (-)	170 (-)	105 (-)	2 (-)	6 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15 (8)	15 (8)	- (-)	- (-)	4 (3)

③ 社外役員に関する事項

1.重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

前記(2)会社役員の状況の取締役の担当及び重要な兼職の状況の欄をご参照ください。
 なお、社外取締役の重要な兼職先と当社との関係で、開示すべき重要なものはございません。

2.主要取引先等特定関係事業者との関係

当社の知りうる限り、社外取締役は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者等の配偶者及びその三親等以内の親族であったことはございません。

3.当事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

- ・当事業年度に開催された取締役会13回のうち、竹澤一郎氏は13回、入江淳子氏は12回、小野訓啓氏は監査等委員である取締役に就任後開催された10回のうち、10回出席しております。
- ・当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち、竹澤一郎氏は15回、入江淳子氏は14回、小野訓啓氏は監査等委員である取締役に就任後開催された11回のうち、11回出席しております。

各役員は、出席した取締役会、監査等委員会の審議に関して必要な発言を適宜行っております。

(ロ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・社外取締役 竹澤 一郎氏
弁護士の資格を有しており、その経歴から企業法務に関する相当程度の経験と専門的な知識に基づき必要な発言を適宜行っております。
- ・社外取締役 入江 淳子氏
公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づき必要な発言を適宜行っております。
- ・社外取締役 小野 訓啓氏
金融業界で会社経営に関与した経験があり、金融に関する相当程度の経験と専門的な知識に基づき必要な発言を適宜行っております。

また、上記3名は監査等委員とし、監査等委員会への出席、監査方針に則った監査の実施を行っております。加えて、代表取締役社長との情報交換会を行い、各社外取締役の専門分野による視点に基づいた意見交換を行っております。

4.当事業年度にかかる報酬等の総額

当事業年度にかかる社外取締役への報酬等の総額は、(2)会社役員の状況②取締役の報酬等 4.取締役及び監査等委員の報酬等の額に記載した支給額と同額であります。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(4) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ.法令、社会規範、企業倫理等の遵守・尊重に関する基本方針・行動規範である『藤井産業グループ行動指針』を策定し、当社及び子会社の取締役及び執行役員並びに使用人に周知徹底します。さらに、より高いレベルで理解を深めるため、『藤井産業グループ行動指針』ハンドブックを作成し、当社及び子会社の取締役を含めた全使用人に配布し継続的な啓蒙を図ります。

ロ.コンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社における法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認とコンプライアンス上の重要な事項の審議及び改善策を検討し、その結果を取締役に報告します。

ハ.通報者に不利益が及ばない内部通報窓口を業務部門から独立した監査部に設置し、法令違反、コンプライアンス上問題のある事象等について直接情報を通知する手段を設けます。内部通報制度に関する規程を定め、透明性を確保し的確な対処ができる体制とします。

ニ.業務執行部門から独立した監査部が、内部監査規程に従い当社及び子会社の内部監査を実施します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ.文書(電磁的記録を含む。)の保存・管理についての文書規程に基づき、文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法を定め、必要に応じて閲覧可能な状態を維持します。

ロ.情報セキュリティポリシー、電子情報セキュリティ管理規程に従い、電子情報の保護、管理、活用を図るとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、適切なセキュリティを確立・維持します。

ハ.情報システム管理についてのマニュアルを策定し、情報システムを安全に管理・維持します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ.代表取締役社長は、リスク管理統括責任者を任命し、各取締役とともにリスクを体系的に管理するとともに、当社及び子会社の横断的なリスク管理体制を整えます。
- ロ.既存の業務に関する規程・与信限度管理規程・内部者取引管理規程などに加え必要なリスク管理規程を制定します。
- ハ.不測な事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応することにより損失及び被害を最小限にとどめる体制を整えます。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ.取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌・職務権限規程において定められた、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きを遵守し、効率的に職務執行を行います。
- ロ.取締役会規則等により、権限及び決定ルールを明確にし、毎月一回以上開催される取締役会において法令で定められた事項や経営上の重要事項について意思決定するとともに、各々の取締役の職務執行状況を報告し、意見交換を実施します。
- ハ.経営会議規程に基づき経営会議において取締役会付議事項を立案審議し、取締役会においての意思決定に十分な情報を提供します。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ.『藤井産業グループ行動指針』を当社及び子会社の行動規範とし、これに基づき子会社において必要な諸規定を整備することにより、当社及び子会社の内部統制システムを構築します。
- ロ.関係会社管理規程に基づき、子会社は、業績、財務状況、その他重要な事項について、当社への月次報告を行います。また、当社代表取締役社長と子会社ごとにその取締役が出席する情報交換会を定期的を開催し、職務の執行状況等の報告を受ける体制を確保し、情報の共有化を図ります。
- ハ.当社監査部による子会社に対する監査を定期的を実施します。

⑥当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- 監査等委員より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査等委員と協議のうえ当社の使用人から補助者を人選し任命します。

- ⑦前号の使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項
- イ.当該使用人の人事異動及び人事考課については、常勤監査等委員と事前に協議を行い、監査等委員会の同意を得たうえで決定します。
 - ロ.当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員に係る業務を優先して従事するものとし、監査等委員の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底します。
- ⑧監査等委員会への報告に関する体制
- イ.監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席することができ、職務の執行状況などについて必要に応じて報告を受けます。
 - ロ.当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項等を速やかに適切な方法により監査等委員会に報告します。
 - ハ.監査部は、内部監査の結果を適時、適切な方法により監査等委員会に報告します。
 - ニ.内部通報窓口への通報内容が監査等委員会の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は速やかに監査等委員会に通知します。
- ⑨前号を報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底します。
- ⑩当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について、独自の外部専門家(弁護士、会計士等)を活用するための費用の支出を求めた場合、当社は当該監査等委員の職務の執行に必要であると認めるときは、その費用を負担します。

- ⑪その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ.代表取締役社長は、監査等委員会と定期的な会合を開催します。
 - ロ.監査部と常勤監査等委員は、連携して監査を行います。
 - ハ.監査等委員会は、会計監査人、監査部と適宜情報・意見交換等を行うとともに、定期的な会合を開催し、緊密な連携を図ります。
 - ニ.当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会又は補助使用人から業務執行に関する事項についての報告及び関係書類の提出を求められた場合には速やかに適切に対応します。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

①コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、社員に対して入社時にコンプライアンス研修を実施しております。入社後はハラスメント防止、個人情報、機密情報管理等に関する研修を実施するなど、各種コンプライアンス研修を適宜実施しております。また、各事業所において『藤井産業グループ行動指針』ハンドブックを朝礼等にて読み合わせを行い、社員への浸透を図っております。

②職務執行に係る効率性の確保及び情報の保存に関する取組みの状況

当事業年度において、取締役会は、取締役10名で構成され、社外監査等委員3名を含む監査等委員4名も出席しております。取締役会は13回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。また、電子情報セキュリティ管理規程に基づき適切な情報セキュリティを維持しております。

③損失の危険の管理に関する取組みの状況

当社は、リスク回避及びリスク軽減に努めるため、リスク管理統括責任者が、当社及び子会社のリスク管理を行い与信限度管理規程ほかの管理規程を遵守し実行しております。

④当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、関係会社管理規程に基づき業績、財務状況等の重要事項の月次報告を受けております。また、監査部による定期的な子会社監査を実施しております。

⑤監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保に関する取組みの状況

当事業年度において、監査等委員会は、社外監査等委員3名を含む監査等委員4名で構成され、監査等委員会は15回開催しており、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	50,385,354	流 動 負 債	25,191,306
現金及び預金	18,143,485	支払手形及び買掛金	17,128,433
受取手形、売掛金及び契約資産	25,351,174	短期借入金	1,000,000
商 品	3,497,643	未払法人税等	1,259,484
未成工事支出金	1,114,891	契 約 負 債	3,327,167
原材料及び貯蔵品	8,059	賞 与 引 当 金	1,079,300
そ の 他	2,360,942	役員賞与引当金	138,600
貸倒引当金	△90,843	1年内償還予定の社債	6,000
		そ の 他	1,252,321
固 定 資 産	14,245,007	固 定 負 債	2,708,307
有形固定資産	8,995,965	社 債	60,000
建物及び構築物	2,709,061	繰延税金負債	299,859
機械装置及び運搬具	2,336,174	役員退職慰労引当金	25,839
工具、器具及び備品	72,637	退職給付に係る負債	997,431
土 地	3,183,449	資産除去債務	159,020
建設仮勘定	43,631	そ の 他	1,166,157
そ の 他	651,010	負 債 合 計	27,899,614
無形固定資産	152,162	純 資 産 の 部	
の れ ん	84,369	株 主 資 本	33,398,283
そ の 他	67,793	資 本 金	1,883,650
投資その他の資産	5,096,880	資 本 剰 余 金	2,075,687
投資有価証券	3,630,180	利 益 剰 余 金	30,409,424
繰延税金資産	580,257	自 己 株 式	△970,478
そ の 他	1,016,076	その他の包括利益累計額	1,032,411
貸倒引当金	△129,634	その他有価証券評価差額金	999,194
		退職給付に係る調整累計額	33,217
資 産 合 計	64,630,362	非支配株主持分	2,300,052
		純 資 産 合 計	36,730,747
		負 債 純 資 産 合 計	64,630,362

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	91,059,805
売上原価	76,026,133
売上総利益	15,033,671
販売費及び一般管理費	10,066,762
営業利益	4,966,909
営業外収入	
受取配当金	5,463
受取入割	97,724
受持分法による投資利益	300,596
受そ業務取	55,406
受保の利益	38,974
受そ業務取	82,324
受保の利益	67,339
受保の利益	82,744
営業外費用	
支払貸借利息	14,408
支保守補償費	15,622
支保守補償費	65,957
支保守補償費	15,594
特別利益	111,582
特別利益	5,585,900
特別利益	
国庫補助金等受贈益	5,733
投資有価証券売却益	69,742
特別損失	
固定資産圧縮損	5,733
税金等調整前当期純利益	5,733
法人税、住民税及び事業税	1,866,243
法人税等調整額	△76,036
当期純利益	1,790,206
非支配株主に帰属する当期純利益	3,865,436
親会社株主に帰属する当期純利益	207,669
親会社株主に帰属する当期純利益	3,657,766

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
流動資産	44,838,247		流動負債	22,777,955	
現金及び預	14,140,442	金	支払手形	965,082	
受取手	6,092,176	形	買掛金	14,062,173	
売掛	14,236,239	金	短期借入	900,000	
契約	2,865,616	産	未払	686,780	
商	3,194,373	品	未払費用	226,286	
未成工事支	1,060,974	金	未払法人税等	1,008,799	
前払	40,623	用	契約負債	3,242,545	
短期貸付	1,054,500	金	前受	2,142	
そ	2,224,601	他	預り	630,144	
の	△71,300	金	賞与引当	949,000	
貸倒引当			役員賞与引当	105,000	
固定資産	9,366,839		固定負債	1,734,423	
有形固定資産	5,185,965		退職給付引当	928,882	
建物	1,443,051	物	資産除去債	129,319	
構築	156,390	置	長期未払	187,342	
機械及び装	610,094	具	その他	488,879	
車輜運搬	7,119	品			
工具、器具及び備	45,541	地			
土	2,501,592	定			
建設仮勘	43,631	他			
そ	378,543				
無形固定資産	54,866		負債合計	24,512,379	
ソフトウェア	33,452	ア	純資産の部		
その	21,414	他	株主資本	29,172,721	
投資その他の資産	4,126,007		資本	1,883,650	
投資有価証券	1,403,541	券	本剰余金	2,065,090	
出係会社株	1,058,658	式	資本準備金	2,065,090	
出資	27,082	金	利益剰余金	26,172,754	
従業員長期貸付	8,147	金	利益準備金	174,663	
破産更生債権等	86,817		その他利益剰余	25,998,091	
長期前払費用	18,571		別途積立	6,100,000	
繰延税金	575,764	産	繰越利益剰余	19,898,091	
差入保証	444,421	金	自己株式	△948,773	
そ	625,583	他	評価・換算差額等	519,986	
の	△122,579	金	その他有価証券評価差額金	519,986	
貸倒引当			純資産合計	29,692,707	
資産合計	54,205,087		負債純資産合計	54,205,087	

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		81,582,100
売上原価		68,861,182
売上総利益		12,720,918
販売費及び一般管理費		8,744,985
営業利益		3,975,933
営業外収益		
受取利息	8,333	
受取配当金	157,851	
受取割引	300,596	
受取貸料	65,606	
受取委託料	82,324	
受取金の他	67,339	
営業外費用	83,519	765,571
支払貸利息	8,525	
支払費用	38,048	
保守補償費用	65,957	
その他	10,877	123,409
特別利益		4,618,094
国庫補助金等受贈益	5,733	
投資有価証券売却益	138,177	143,910
特別損失		
固定資産圧縮損	5,733	5,733
税引前当期純利益		4,756,271
法人税、住民税及び事業税	1,479,629	
法人税等調整額	△59,378	1,420,251
当期純利益		3,336,020

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

藤井産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
さいたま事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小松 聡
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 酒井 博 康

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、藤井産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、藤井産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

藤井産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
さいたま事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 聡
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒井 博 康

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藤井産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月29日

藤井産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 北 村 康 行 ㊞

監査等委員 竹 澤 一 郎 ㊞

監査等委員 入 江 淳 子 ㊞

監査等委員 小 野 訓 啓 ㊞

(注) 監査等委員竹澤一郎、入江淳子及び小野訓啓は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策のひとつとして考えております。将来の事業展開を見据え、永続的な経営基盤の確保に努めるとともに、業績等を総合的に勘案し、安定した配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案して、1株につき75円といたしたいと存じます。これにより中間配当を含めました当期の配当金は、1株につき100円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき75円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は635,066,850円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本定時総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ふじ い しょう いち 藤 井 昌 一 (1954年5月16日生) 再任	1978年3月 当社入社 1985年6月 当社取締役 1988年6月 当社常務取締役 1990年6月 当社代表取締役社長（現任）	971,823株
2	たぎ た あつし 滝 田 敦 (1957年10月11日生) 再任	1981年4月 当社入社 2007年6月 当社執行役員建設部長 2010年6月 当社取締役建設部長 2014年6月 当社常務取締役建設部長 2021年6月 当社専務取締役建設システム部門統括 2022年4月 当社専務取締役インフラソリューションズカンパニー長 2022年6月 当社取締役専務執行役員インフラソリューションズカンパニー長（現任）	4,900株
3	せき かつ とし 関 勝 利 (1963年2月8日生) 再任	1981年4月 当社入社 2008年6月 当社執行役員電設第二統括部第二営業部長 2010年6月 当社取締役電設首都圏統括部長 2016年6月 当社常務取締役電設営業推進担当 2021年6月 当社専務取締役電設部門統括 2022年4月 当社専務取締役マテリアルイノベーションズカンパニー長 2022年6月 当社取締役専務執行役員マテリアルイノベーションズカンパニー長（現任）	7,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 及び	当社における地位、担当 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	わた なべ じゅん いち 渡 邊 純 一 (1954年11月25日生) 再任	2010年10月 2010年10月 2014年 6月 2016年 6月 2021年 6月 2022年 4月 2022年 6月	当社入社 当社執行役員経営企画部長 当社取締役経営企画部長 当社常務取締役社長室長 兼環境システム部担当 当社専務取締役社長室長 当社専務取締役コーポレート本部長 当社取締役専務執行役員コーポレート本部長 (現任)	6,500株
5	こ ばやし けん いち 小 林 建 一 (1955年11月22日生) 再任	1974年 4月 2007年 6月 2012年 6月 2017年 6月 2022年 4月 2022年 6月	当社入社 当社執行役員機器制御統括部 機器制御第二営業部長 当社取締役産業システム部門機器制御担当 当社常務取締役産業システム部長 当社常務取締役インフラソリューションズカンパニー副カンパニー長兼産業システム営業本部長 当社取締役常務執行役員インフラソリューションズカンパニー副カンパニー長兼産業システム営業本部長 (現任)	7,300株
6	おおく ぼ とも ひろ 大久保 知 宏 (1961年 3月27日生) 再任	1989年12月 2007年 6月 2016年 6月 2021年 6月 2022年 6月 2024年 4月	当社入社 当社執行役員情報システム部長 当社取締役総務部長 当社常務取締役総務部長兼労務人事部長 兼リスクマネジメント部長 当社取締役常務執行役員コーポレート本部副本部長兼総務部長兼労務人事部長兼リスクマネジメント部長兼太陽光発電事業部長 当社取締役常務執行役員コーポレート本部副本部長 (現任)	2,800株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役は、原則として業務執行取締役として選任し、各取締役がそれぞれ異なる分野の業務を主管する立場から相互に監督するとともに重要事項の意思決定に関与することを基本として、能力・資質・経験・実績等を考慮して候補者を選任する方針です。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役北村康行氏、竹澤一郎氏、入江淳子氏及び小野訓啓氏のうち、小野訓啓氏を除く3名は本定時総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>谷 澤 茂 (1960年12月20日生)</p> <p>新任</p>	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2012年4月 当社財務部長</p> <p>2015年6月 当社執行役員財務部長</p> <p>2016年4月 当社執行役員経営企画部長</p> <p>2022年4月 当社執行役員財務部長</p> <p>2024年4月 当社執行役員コーポレート本部長付（現任）</p>	1,000株
2	<p>竹 澤 一 郎 (1961年11月27日生)</p> <p>再任</p>	<p>1989年4月 弁護士登録</p> <p>1995年4月 栃木県弁護士会入会</p> <p>竹澤一郎法律事務所開業（現任）</p> <p>2002年6月 当社社外監査役</p> <p>2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p>	一株
3	<p>入 江 淳 子 (1970年1月20日生)</p> <p>再任</p>	<p>1992年4月 中央新光監査法人入所</p> <p>1995年4月 公認会計士登録</p> <p>1999年4月 宇都宮市役所入所</p> <p>2008年1月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2016年1月 入江公認会計士事務所開業（現任）</p> <p>2016年3月 税理士登録</p> <p>2016年3月 税理士法人石島会計社員税理士</p> <p>2018年9月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2019年10月 入江淳子税理士事務所開業（現任）</p>	一株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 竹澤一郎氏及び入江淳子氏は、社外の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 監査等委員である取締役は、原則として、会社経営において重要な専門分野の方などから、人格・識見に優れ、経営の重要事項の意思決定への参画及び取締役の業務執行の監督・監査をするに相応しい方を候補者に選任する方針です。

4. 竹澤一郎氏及び入江淳子氏を社外の監査等委員である取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
竹澤一郎氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、その経歴から企業法務に関する相当程度の経験と専門的な知識を有し、社外の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
入江淳子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士の資格を有しており、その経歴から企業会計に関する相当程度の経験と専門的な知識を有し、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 竹澤一郎氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
入江淳子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって5年9か月となります。
なお、竹澤一郎氏は、過去に当社の業務執行者でない役員であったことがあります。
6. 当社は、入江淳子氏及び小野訓啓氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、入江淳子氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、竹澤一郎氏、入江淳子氏及び小野訓啓氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。なお、竹澤一郎氏及び入江淳子氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であり、谷澤茂氏の選任が承認された場合にも当該契約を締結する予定であります。

【ご参考】

第2号議案及び第3号議案を原案どおり承認可決いただいた場合の取締役会の構成及び各取締役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

氏名	企業経営・ 経営戦略	マーケティング・ 営業	技術	IT・ デジタル	会計・税務・ ファイナンス	人事・労務・ 人材戦略	法務・ リスクマネジメント	ESG
藤井 昌一	●	●			●	●	●	●
滝田 敦	●	●	●			●		●
関 勝利	●	●				●		●
渡邊 純一	●			●	●	●	●	●
小林 建一	●	●				●		●
大久保 知宏	●			●		●	●	●
谷澤 茂					●		●	
竹澤 一郎							●	
入江 淳子					●			
小野 訓啓	●				●		●	

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名に対し、従来の支給額及び当事業年度の業績等を勘案して、賞与総額105,000,000円を支給することといたしたく存じます。

この報酬額は、経常利益を基準として社会情勢等を勘案し総額を算出し、株主総会にて総額の決議を受けたうえで、売上高や経常利益等の前期比、予算対比等に基づき算定しており、当社の定める取締役の個人別報酬等の決定方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

また、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

以上

株主総会会場ご案内図

場所

栃木県宇都宮市平出工業団地41番地3 本社東館 3階会議室
電話 028 (662) 6060

交通 機関

JR宇都宮駅西口発
関東自動車 9番バスのりば（越戸経由柳田車庫行） 越戸新田下車

